

## 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書

手話とは、音声ではなく手指や顔の表情、身体の動きを使う独自の語彙や、音声言語の日本語とは異なる言語体系を持つ言語であります。手話を使うろう者にとって、聞こえる人達の音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーション手段として大切に守られてきました。

しかしながら、1880年にイタリア・ミラノで開催された「世界ろう教育会議」において、ろう学校では手話が禁止され、ろう者や手話が差別・偏見の対象にされてきた長い歴史がありました。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。同条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に改正された「障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では、国及び地方公共団体に対して情報保障を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらにはろう者やその家族の声が反映されることで支障なく日常生活を送れるなど、手話を言語として普及することのできる環境整備に向け、国において「手話言語法（仮称）」の制定が必要であると考えます。

よって、国においては、「手話言語法（仮称）」を制定されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月16日

鳴門市議会